

議案第 109 号

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年伊賀市条例第116号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合( )に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例の一部改正)

第2条 伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例(平成16年伊賀市条例第164号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「割合等」を「割合」に改め、同項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合( )に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「額」を「割合」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正)

第3条 伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例(平成16年伊賀市条例第165号)の一部

を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「割合等」を「割合」に改め、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「額」を「割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（伊賀市介護保険条例の一部改正）

第4条 伊賀市介護保険条例（平成16年伊賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「延滞金額」を「延滞金」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（伊賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第5条 伊賀市後期高齢者医療に関する条例（平成19年伊賀市条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「割合等」を「割合」に改め、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。